

経済産業省 同時発表

いのちとくらしをまもる
防災減災令和2年7月10日
自動車局
安全・環境基準課**「災害時における電動車の活用促進マニュアル」を公表します。**

～電動車を「移動式電源」として活用！外部給電機能や給電時の注意事項等をまとめました～

電動車^{*}保有者の中には、非常時に電動車から給電できることを認識されていない方もいるため、国土交通省は、経済産業省と連携し、電動車保有者や電動車の活用を検討されている自治体などの参考となるようマニュアルを作成しました。

国土交通省では、7月6日に防災・減災対策本部を開催し、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめ、その主要施策の一つとして、電動車^{*}の給電機能の活用を進めることとしております。

台風や地震などの災害時には、広範囲にわたる停電が発生する恐れがありますが、電動車を「移動式電源」として活用することにより、避難所等に給電することができます。

令和元年房総半島台風(第15号)による停電の際には、自動車メーカーが被災地に電動車を派遣し、外部給電機能を活用した活動を行いました。具体的には、避難所での携帯電話の充電や乳幼児、高齢者などがいる個人宅や老人ホームなどでの給電を行いました。

しかし、電動車を保有されている方の中には、非常時にハイブリッド自動車を含む電動車から給電ができることを認識されていない方もいるといった課題があります。

このため、国土交通省は、経済産業省と連携して、「災害時における電動車の活用促進マニュアル」(別紙)を作成しました。同マニュアルでは、電動車を保有されている方や電動車の活用を検討されている自治体をはじめとする皆様の参考となるよう、電動車の外部給電機能、給電時の注意事項等をまとめています。

今後、自治体等に対し、経済産業省と連携しながら、災害時における電動車の活用について、本マニュアルを用いて周知、啓発を行います。

(※電動車とは、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車を指します。ハイブリッド自動車についても、100V用電源コンセントを利用可能な車種も多く存在します。)

【参考1】「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/sosei_point_tk_000034.html

【参考2】「災害時等において電気自動車等は「電源コンセント」が活用できます。」

(国土交通省プレスリリース)

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000226.html

(注意事項)

➤ 浸水・冠水した車両は、感電・火災が発生するおそれがありますので、使用しないでください。

【参考3】「浸水・冠水被害を受けた車両のユーザーの方へ」(国土交通省プレスリリース)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr09_000100.html

【お問い合わせ先】

自動車局 安全・環境基準課 松川、大山

代表：03-5253-8111 (内線：42504、42525)

直通：03-5253-8604、FAX：03-5253-1636